一二五　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件　三一　71　七八〇

一二六　地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件　三一　71　七八一

一二七　地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件　三一　71　七八三

一二八　地方税法附則第十五条第三十八項の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして総務大臣が定める基準　三一　特8　四五三

一二九　地方税法附則第十五条第三十八項の規定に基づき、特定高度情報通信技術活用システムを構築する上で重要な役割を果たすものとして総務大臣が定めるもの　三一　特8　四五三

一三〇　地方税法附則第十五条第三十八項の規定に基づく総務大臣の確認に関する手続　三一　特8　四五三

一三一　地方税法第二十五条第一項第一号に規定する非課税独立行政法人を指定する件の一部を改正する件　三一　特8　四五九

一三二　運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則第二条の規定に基づき令和七年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を定める件　三一　特8　四五九

○総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

一　積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針の一部を改正する件　二四　60　六二

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

一　地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針の一部を改正する件　三一　特8　四六〇

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

一　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示の一部を改正する件　三一　特8　四六三

○総務省、経済産業省

一　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十八条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして経済産業大臣及び総務大臣が定める基準等を廃止する件　三一　特8　四六六

○政治資金適正化委員会

四　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　四　二

五　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　四　二

六　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　三一　三

七　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　三一　三

八　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件　三一　三

○消防庁

一　退職消防団員報償規程の一部を改正する件　三一　71　七八三

○法務省

四六　日本国に帰化を許可する件　三　二

四七　〃　四　二

四八　〃　六　二

四九　〃　七　五

五〇　〃　一〇　一

五一　〃　一一　一

五二　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　一二　五

五三　日本国に帰化を許可する件　一二　五

五四　〃　一三　二

五五　〃　一四　二

五六　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第二条第一項及び第五項並びに第四条第一項から第三項までの規定による公表の方法を告示する件　一四　三

五七　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　一七　二

五八　日本国に帰化を許可する件　一七　二

五九　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件　一七　二

六〇　日本国に帰化を許可する件　一八　五

六一　〃　一九　一

六二　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件　一九　二

六三　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　二一　三

六四　日本国に帰化を許可する件　二一　三

六五　商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則の一部を改正する告示　二一　58　八六

六六　日本国に帰化を許可する件　二四　三

六七　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件　二五　二

六八　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件　二五　二